

# 合意形成と社会的正当化の根拠

藤 川 吉 美

まえがき

1. 合意形成の価値論的前提
  - 1.1 価値相対論の諸問題
  - 1.2 価値三元論と価値システム論
2. 問題解決に必要な合意形成の要件
  - 2.1 威嚇と暴力から対話と合意へのパラダイム・シフト
  - 2.2 合意形成に必要な諸条件
3. 社会的正当化の根拠としての合意形成
  - 3.1 成熟した民主社会と合意形成の重要性
  - 3.2 多数の合意形成と全体の合意形成

まえがき

哲学史が示すように、個の成熟と社会の発展に伴って、人生の目的も社会的協力の理念も、また正義概念も共通ルールも進化する。個人や企業や国など、各組織の舵取りの目標も、安全航海のための羅針盤も、すべて進化のプロセスにある。

問題の対処法についても同様で、秘密主義の情報隠蔽から相互信頼のための情報公開へ、また問題解決の在り方も、神がかりの思弁的な解決から、物的証拠に訴える科学的解決へ、国際的な権利係争に際しては、威嚇と暴力による解決から対話と合意による解決へ……と歴史的に大きく進化してきた。

では、合意形成はいかにして図られるのか。なぜ、合意形成は社会的に正しい／正当とされる根拠であるべきか。なぜ、対話と合意による問題の解決には、共通の社会的協力の理念・正義概念・共通ルールが必要なのか。国際問題のように、そう

した前提が欠如している場合には、いったいどうすればよいか、等々、本稿では、価値論的な視点から、合意形成と社会的正当化をめぐる諸問題について検討を加えたいと思う。

## 1. 合意形成の価値論的前提

### 1.1 価値相対論の諸問題

#### ①真偽相対論の誤謬

一般に、価値判断は各人各様だという価値相対論者がいる。真偽判断は各人各様であるという真偽相対論者の主張は、容認されるだろうか。しかし、もしそうなら、入学試験も裁判も無意味となりはしないか。何が真か、何が正しいかという判断が相対的であるなら、社会的協力・分業は崩壊しないか。ちなみに、火星には酸素があるか否かをめぐって学生AとBが言い争っているとしよう。念のため、真／偽は価値の一種（自然的価値）である。価値相対論の立場からすれば、AもBもどちらも容認されるべしということになる。

しかし言明「火星には酸素がある」は、真かそれとも偽である ( $p \vee \neg p$ )。真であって真でないということはない  $\neg(p \cdot \neg p)$ 。どちらかが真、どちらかが偽である。酸素があるか、それとも、酸素はない。これは二値論理における一つの法則である。この場合に排中律の成り立たない量子論理に訴えるのは、論理適用上の誤謬に陥っている。私たちは言明や主張、判断や情報、証言や報告などの真／偽は、次のような共通ルールに基づいて決定している。形式的には、

定義：言明「雪は白い」が真であるのは、雪が白いとき、そのときに限る<sup>(1)</sup>。

言明「火星には酸素がある」が真であるのは、実際に、火星には酸素があるとき、そのときに限る。酸素がなければ、言明は偽である。火星には酸素があるか、それとも酸素はなく、酸素があり、かつ酸素がないことなどあり得ない。

では、現実には、言明「火星には酸素がある」が真か偽かをどのようにして見分け、

(1) タルスキーの「真理概念」(A Tarski, Der Wahrheitsbegriff in den formalisierten Sprachen, Studia Philosophica, 1, 1935-1936), 拙著『公正としての正義の研究』成文堂, 1989, pp.31ff, 拙著『規範科学の基礎』成文堂, 1994, pp.32-74を参照のこと。

何を根拠に真／偽を立証するのか。要は、証拠体系であるが、これは形式的定義の問題とは異なり、実質的・経験的な立証の問題であって、次の実質的基準による。

実質的基準：情報「火星には酸素がある」が真であるのは、客観的に合理的な証拠体系に基づき、火星には酸素があるとき、そのときに限る。

上記の証拠主義の立場をとる客観的な合理性は、すべての成熟した民主的社會における正しい知の要件である。入試の採点も、裁判における事実認定もこれによる。

ただし「客観性」(objectivity)は、再現可能(reproducible)をいい、また「合理性」(reasonableness)は、合意形成(making agreement)をいう。それゆえ、火星には酸素があるとの事実認定は、一定の条件の下に再現可能な証拠体系に基づき合意形成が図られるものでなければならない。

しかし誤解してならないことは、多数決において多数派の要求を採用するのは、多数派の所見が真であるからではないのと同様、ニュートンの時空絶対論は学会での合意形成を理由に真であるということにはならない。あくまでも情報Iの真／偽は、世界との対応が実際に立証されるか、どうか(実証されるか否か)によって決まる。アインシュタインの光速に対する時空の相対性が真である(事実とされる)のは、精巧な実験によって実際にその時空短縮の現象(証拠)をとらえ、その実験結果に、再現可能な合意形成が得られるとき、そのときに限るのである。

この基準によって、客観的に合理的な証拠体系に基づき、すべての言明や命題、主張や判断、情報や証言、報告や決定などの真か偽かは、バイブルやテキストやマニフェストに書いてあるからではなく(それらは客観的で合理的な証拠にはならぬ)、学術的な観察や実験に訴え、経験的な裏付けによって実際に立証される(実証される)ことになるわけである。こうして前例についていえば、情報「火星には酸素がある」をI、その証拠体系を $E = e_1, \dots, e_n$ とするとき、Iが真であるのは、EがIを論理的に含意(imply)しているとき、そのときに限ることになる。

昔は、ピレネの此方で真とされる判断が、ピレネの彼方では偽とされた時代もあったが、今では真偽の形式的定義も、その実質的基準も、国境を越えユニバーサルな共通ルールとなっている。少なくとも、成熟した民主社會においては然りである。したがって、真偽の価値相対論(真偽相対論)は容認できない。

これに対し、真偽の問題は事実問題であり価値問題ではないという批判があるかも知れない。しかし真偽の問題がなぜ価値問題ではないのか。いかなる真偽の基準も必要でない厳然たる事実、事実それ自体など存在しない。善悪・正邪の基準の場合と同様、何らかの真偽の基準を適用しなければ事実かどうか判断が下せない事実問題、違った真偽の基準を適用すると白が黒とされ、また黒が白とされるように違った真偽の決定を下すことになる事実問題は明らかに価値問題の一種であり、従来の事実問題／価値問題のディコトミーは根拠なき偏見の一つに他ならない。

かのアリストテレスの時代には、言明「地球は平坦である」を真としたが、今では偽とされるからといって「だから、真偽相対論は正しい」ということにはならない。たしかに合意形成は証拠体系に基づく事実認定にとって不可欠の要件ではあるが、真とは別次元の問題である。真偽相対論はこれを混同している。ジョンは「あれは赤い布切れだ」というが、メアリーはノー「あれは赤い毒蛇だ」という。どちらが真かは掴めばわかることだが、責任が伴う。ジョンは毒蛇に噛まれて死んだ。ある人は「南京大虐殺はなかった」というが、その言明が真か偽かは有利か不利か、得か損かではなく、また合意形成それ自体でもなく、グローバルな共通ルールである真偽の形式的定義と実質的基準と客観的で合理的な証拠体系によって明らかとなるのである。真偽の共通ルールに基づく限り、国の体制に関係なく、真偽の判断はみな同じ結果となる。

アカデミックな真偽の問題を政治の下に置くと真偽相対論になる。逆に、グローバルな協力の時代には、政治もまたアカデミズムの下に置くべきである。価値判断を政治の下に置いてはならない。ピレネの此方と彼方とで真偽の判断に違いがある場合には、どちらかが真実を隠している。意見の相違に逃げこむ非アカデミックな態度／政治的態度は、必ずや社会を破滅へと導くことになる<sup>(2)</sup>。

## ②正邪相対論の誤謬

正義 (justice) とは、倫理体系の公理 (axiom) であり、共通ルールの根拠である。それゆえ、社会的協力があるところには、必ずや、一定の理念と、一定の正義概念と、一定の共通ルールとが存在する。公認の真偽の基準がなければ、何が真か、

(2) 真理相対論批判については、拙著『規範科学の基礎』成文堂、1994、とくに第2章、拙著『ロールズ哲学の全体像』成文堂、1995、pp.233ff を参照されたい。

といった事実問題は解決されないように、公認の正邪の基準が存在しなければ、憲法以下の法体系もありえず、法の支配もなく、権利係争をめぐる正義問題は解決不能に陥るであろう。暴力が支配するジャングル状態とはこれである。

真／偽の決定は選ばれた基準を変数とする関数であると考えるのが真理関数論の立場であるなら、私は正／邪の決定も選ばれた基準を変数とする関数であると考える点で、正義関数論の立場にある。ところが、正義を各国各様の根本的な狙いとみなす正義相対論者はこう主張する。すなわち、正義の決定者は部族の守護神／政治的な支配者／王の声は神の声。戦前の日本は、奉ろわぬを奉ろわせるを正義とし、国の内外を問わず、国体にそむく者に弾圧を加えた。これは異端・邪説を禁ずる不寛容の道である。中世ヨーロッパの宗教裁判、アウシュヴィッツの途も己の正義を絶対視する点で共通している。これに対して己の正義は守り続けるが、他の正義を異端や邪説や不正とはせず、それとの共存を認める寛容の途がある。これを平和共存の道という。この立場は、多様な正義の相対化を絶対的に必要とする点で共通している<sup>(3)</sup>。

何と長閑で優美な学説であろう。しかしそういう優雅な主張が大きな説得力をもつのは、独自の社会的協力の理念、正義概念、共通ルールの支配する城壁／国境で囲まれた地理的、政治的、経済的、社会的に独立したテリトリーがあって、内政不干渉の原理が十分に機能している限りにおいてである。もし否ならば、個人と国家とを問わず、ジャングル状態に陥ること必至である。私が強調したい点は、社会的協力・分業において、互いに矛盾した正義概念の共存が不可能であることは、互いに矛盾した真理概念の共存が不可能であることと同様だということである。

ITその他の技術革新に伴って国境なき高度情報化社会が出現し、いまや政治と経済と社会の全般にわたってグローバルな協力・分業が進む一方、環境破壊問題、国際テロ組織問題、グローバル企業問題、等々、国際協力なくしては、一国では解決不能な問題の山積にどの国も頭を痛めている。しかるに国々は、依然として「己のテリトリー」の観を呈し、独自の社会的協力の理念、独自の正義概念、独自のルールに固執している。正邪の基準も各国各様であり、ピレネの此方と彼方とでは様相を異にしている。A国は「自衛のために原爆をもつことは正しい」とし、B国はい

(3) 宮沢俊義『憲法講和』岩波書店,1967, pp.225-236を参照。

や違う「自衛のためであれ、原爆をもつことは正しくない」という。さて、どちらの主張が正しい／正当か。

自国の理念、正義概念、国内法からすれば、どちらも正しいということになり、双方が譲らない。理念と正義概念が違えば、多数決は無意味である。最後は力の対決／戦争しかないが、これは社会的協力が国内に限られ、その理念も正義概念も実定法もテリトリーの内に留める内向き後ろ向きの時代の名残である。

しかし歴史は大きく変化した。グローバルな協力の時代である。国境はすでに失われている。我が国（己の国）に口出しするなど言えない時代である。国を閉ざすことは自滅を意味し、すでに内政干渉の原則は死文と化している。それゆえ、正邪の価値相対論（正邪相対論）についても事情は真偽の場合と同じである。

では、現在および今後のグローバルな協力の時代には、言明や主張、判断や要求などの正／邪（正しいか否か、正当か否か）は、どのようにして決定されるであろうか。その形式的な定義を与えるなら、次のとおりである。

定義：判断「教育基本法を改訂すべきだ」が正当であるのは、教育基本法を改訂すべきとき、そのときに限る。

この定義は真偽の場合と類似している。しかし問題は、教育基本法を改訂すべきという当為である。これは、すでに合意形成された社会的協力の理念、正義概念、共通ルールを証拠体系とする実質的な立証の問題であって、次の実質的基準による。

実質的基準：判断「教育基本法を改訂すべきだ」が正しいのは、客観的に合理的な証拠体系に基づき、教育基本法を改訂すべきとき、そのときに限る。

要は、真偽判断の場合の事実認定と同様に、客観的に合理的な証拠体系が、その当為をインプライしているか否かである。インプライしていれば、その判断は正当とされるけれども、否なら正当ではない。この場合にも、合意形成それ自体が判断を正当化するのではない。重要なのは、判断への合意形成ではなく、証拠体系への再現可能な合意形成なのである。判断「教育基本法を改訂すべきだ」それ自体に合意形成をみたということは、判断それ自体を正当とする理由にはならない。したがっ

て、要諦は証拠体系（真偽と区別するなら理拠体系と称してもよい）である。つまり、証拠体系（理拠体系）に再現可能な合意形成が得られるかどうかである。

これについては、従来は社会的協力の理念と目的を功利性の最大化に求め、正義概念も共通ルールもそこから演繹される功利主義的な証拠体系が合意形成の前提とされていたが、20世紀後半、キング牧師と人種差別運動、プレスリーやビートルズのロックミュージック、緑の革命とヒッピー文化、世界に広がるベトナム戦争反対運動、古い権威を拒む大学紛争、等々、同時多発的な新しい激流とともに、歴史は大きな転換期を迎え、合意形成の前提となる証拠体系にも大きな変化があらわれた。

脱功利主義的な倫理原理の探求をつうじて功利主義から公正主義への人文・社会科学のパラダイム転換をなし遂げたジョン・ロールズ (John Rawls, 1921-2002) の「公正としての正義」(justice as fairness) の概念からは、新しい時代の新鮮な息吹を感じとることができよう。斬新な思考実験によって新しい倫理原理の一つとして定式化されたロールズの正義2原理は、社会の体制がどうであれ、また伝統や文化がどうであれ、ユニバーサルに適用可能な科学的普遍性を備えており、新たな時代の合意形成に必要な証拠体系の一部として有効に機能するに違いない<sup>(4)</sup>。

なお、合意形成に必要な証拠体系には、真偽の基準と真偽の証拠体系とを含むが、その内容に万古不易なものはなく、これは時代とともに、個の成熟や社会の発展とともに変化していくことから、いつの時代にも、とりわけ、パラダイム転換期には、若者と老人との間で、前進かしからずんば保守（後退）かをめぐって論争が展開されるのであるけれども、万物は流転し進化の流れにある。一点に留まるものはない。よって、政治も経済も社会も文化もすべては時空4次元的に絡み合っただけで過去から未来へ持続する進化のプロセスにあるものとして理解すべきものとする。証拠体系を静止した3次元幾何学の世界として捉えようとするところに悲劇は生まれる。

最後に、真偽の問題は真偽価値（自然的価値）の問題であるが、正邪の問題は正邪価値（社会的価値）の問題であることを理由に科学から別扱いすべきではない。それは未熟な方法論からくる偏見である。現実には正邪の基準が国によって違うこと

---

(4) John Rawls, A Theory of Justice, Harvard UP, 1972, 拙著『公正としての正義の研究』成文堂, 1989, 拙著『ロールズ哲学の全体像』成文堂, 1995, において功利主義との顕著な相違は明らかになるであろう。

をもって正邪相對論擁護の理由とすることはできない。かつて真偽の基準もピレネの彼方と此方とでは違っていたではないか。上記の正邪の形式的定義、正邪の実質的基準および客観的かつ合理的な証拠体系は、グローバルな社会的協力の理念と正義概念と共通ルールが合意形成の共通の土俵として必要な現在、国境を越えてすべての国に適用可能な一つのユニバーサルな共通ルールとして役立つことになるであろう<sup>(5)</sup>。

### ③ 善悪相對論礼讃

私が価値相對論を容認したいのは、善悪の基準／美醜の基準／聖俗の基準という個人的価値（私的価値）の基準についてである<sup>(6)</sup>。全体主義の社会では、これを画一化するが、これは不合理である。民主社会では各人の善悪の基準／美醜の基準／聖俗の基準は等しく尊重される。背景的公正の維持を本務とする政府は、個人的価値に対して厳正中立を維持し、決して干渉せず、いわんや強制もしない。

社会の原点に帰れば、その理由がはっきりする。社会をつくる前のジャングル状態では、人びとはみな思い思いに幸福追求の自由をエンジョイしていた。誰もが己にとって善いと思うことをする自由がある。なかには他人の財を盗んだり、暴力で奪ったり、傷つけたり、殺したり……共生とは両立不能な善悪の基準の持ち主も含まれており、交通ルールのない路上のジャングル状態と似ている。これでは幸福追求の自由は、あるようでない。人生はカゲロウのごとく不安定で、明日の命さえ保障の限りではなく、人びとは残忍で不潔かつ短命な生涯をよぎなくされる。

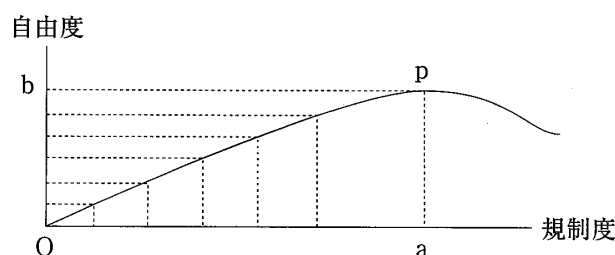
しかし人生は一回きりだ。牙をむき爪をとぐ野獣のようなジャングル状態の人生よりも、一定の条件を充たす公認の正邪の基準を導入し、それによって各人の善悪の基準を適正に規制する社会状態の人生のほうが望ましい。こうして人びとは社会をつくることにしたが、要は、各人の理性と良心が求める合意形成の条件である。

(5) 原秀夫『価値相對主義法哲学の研究』勁草書房,1968, pp.26ff を参照されたい。著者は正義に客観的基準はない (p.26), 正義は非合理的理想だから相對的正義で満足すべきだ (p.27), 価値の合理的認識は不可能だから, 科学は価値判断を排し没価値的・中立的であるべし (pp.32-47), 相對主義は真理概念・価値概念を相對化する (p.60), 価値判断は主観的・非合理的だから等価とすべきだ (p.67), 等々, 伝統的な価値相對論を展開しているが, そういう裁判官が公正に人を裁けるか, 公正な判決を下しえようか。いきつく先はジャングル状態である。

(6) 拙著『政策原論』成文堂,2003, pp.26-37を参照のこと。



合意形成の条件：社会的協力・分業によって、他者の幸福追求の自由と両立可能な限り、才能、個性、適性、能力など独自の自然財（natural goods）を公正に発掘でき、各人の善悪の基準を共通の正邪の基準によって適切に規制し、(3)すべての人に公正に最大の幸福追求の自由と利益とを保障してくれること。



すべての人にとって望ましい規制点はaである。このとき、最大の自由度は点bである。当事者すべての合意形成をみる共通の正邪基準による各人各様の善悪基準の最適規制点は、自由のための自由の規制として、このようにして決まる。規制のための規制に合意形成は望めないだろう。では、私たちにとって、幸福とは何か。Pを人とするとき、

定義：Pが幸福であるのは、Pが独自の自然財を発掘しつつ社会的協力において立派に己の役割を果たし、自尊心を十分に充たしうるとき、そのときに限る。

人によって善悪の基準が違うのは選好システムが違っているから。また選好システムが違うのはlife planが違っているから。さらにlife planが違うのは、才能、個性、適性、能力、性別、肌色、髪色、性格、容姿、風貌などの自然財（natural goods）が違っているからである。自然財は頑固である。己の自然財に反するlife planも選好システムも偽のそれである。これは偽善であり、不幸である。しかるに、全体主義は指導者の善概念に合わせて善悪の基準の画一化をはかる。それゆえ、大量の不幸な人を生み出す。

社会科学の分野には多くの人間不在の理論がある。しかし、人間の本性を正しく捉え、それを前提とした理論でないと、基盤は脆く、合意形成は望みえない。

以上で、各人の善概念／善悪の基準は、当人の選好システムとlife plan、究極的

には生来の自然財によって各様であることは明らかとなったが、では、善とは何か。

定義：Pにとって、Aが善いBであるのは、AがPの life plan とそれに基づく自然財の発掘に寄与するBであるとき、そのときに限る。

この定義から、ジョンにとってCUCが善い大学であるのは、CUCがジョンのlife planとそれに基づく自然財の発掘に寄与する大学であるとき、そのときに限る。大学の善し悪しは、全体主義的・画一主義的な偏差値によるものでも有名度によるものでもない。一般的な善し悪しは無意味である。個の成熟と社会の発展をのぞむ民主的で活気の溢れる社会的協力・分業のためには、各人の選好システムやlife planや自然財の違いからくる各様の善悪の基準を等価とし、等しく尊重すべきである。天は自然財の上に自然財をつくらず、自然財の下に自然財をつくらず。また天は、life planの上にlife planをつくらず、life planの下にlife planをつくらず……と。これにより、不合理な社会によって生みだされた不運な人びと／不幸な人びと／偽善を強いられる人びとは、いないか、またはごく稀なものに抑えられよう。

政府は、共通の正邪の基準が許容する範囲内にある限り、個人の選択／決定など、幸福追求の自由をエンジョイする際に用いる善悪の基準をすべて等しく尊重し、個人的価値については厳正中立を維持し、干渉を排すべきである。

#### ④美醜相對論禮讚

美概念は善概念の特殊形態であり、それゆえ、善悪の基準と同じく各人の美醜の基準も各様である。ある人はピカソの絵画をみて「おお、何て美しい」と述べるだろうが、別のある人は「お化けの顔、何て醜い絵よ」というだろう。

こうした芸術的価値の判断の違いは、人びとの選好システム、life plan、究極的には、その人に固有な自然財の違いによる。個人の自然財は個の尊厳性の源であって、けっして他と取っかえることのできない代替不能な本性である。これは個のアイデンティティーと自尊心の基盤でもあり、また各人の幸福の要件でもある。

かのヒットラーは、ピカソなど抽象派を頹廢芸術とし、迫害や弾圧を加えた。明らかにこれは政府による個人的価値への干渉である。こういう全体主義の体制は、ヒットラーと同じ自然財の人でない、己にとって善くないことを善いとして己を

偽った偽善の生涯となり、美しいと思えないことを美しいとして己を偽った悲しい偽美の日々となり、幸福に不可欠な自尊心の充足が望めぬから不幸な人生となる。社会的協力・分業の不自然な歪みから個の成熟も自律心も望めない。監獄の平和では、社会も発展しない。

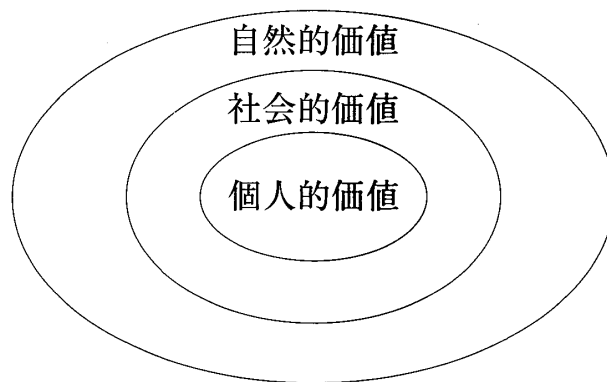
#### ⑤ 聖俗相対論礼讃

聖概念は美概念の特殊形態である。したがって、各人の聖概念／聖俗の基準はそれぞれ違っている。A氏はキリスト教を信じ、B氏はイスラム教に帰依し、C氏は仏教に心酔し……。他からの強制がない限り、これは聖俗の基準が三者三様であることを意味している。このような聖俗の基準の違いは、究極的には、自然財の違いからくる。それゆえ、改宗を強制する試みは悉く失敗に帰す。戦前の日本は国家神道を国民に強制した。強権をもって教育・訓育・教練を通じてすべての国民、いや国の内外を問わず、すべての人の国家神道への改宗を迫ったが、これがいかに人権を蹂躪し、人道に反した残忍な政策であったかは歴史の審判から明らかとなった。

人びとの自然財は何をもってしても永久に変わらない。戦前の日本は人びとの自然財を殺してきたが、各人の自然財はこれを活かすべきである。聖俗の基準も画一化してはならない。政府は個人的価値に属する聖俗の基準に対し厳正中立を守るべきである。けっして個人の聖俗判断に干渉してはならない。国教はいけない。宗教団体が政治に加わることもいけない。背景的公正を本務とする政府は、個人の聖俗の基準をすべて等価とし、何れも等しく尊重すべき責任と義務を負っている。強権による強制や誘導はファシズムであってこれは国の犯罪である。

### 1.2 価値3元論と価値システム論

上述したとおり、価値は一般に個人的価値（善悪・美醜・聖俗）と社会的価値（正邪）と自然的価値（真偽）に大別される。これら三種の価値にはそれぞれ個人、社会、自然といった違った根拠がある。それゆえ、これを価値3元論という。



個人的価値の対立をどう合理的に未然に防ぐか、権利係争が発生した場合には、公認の共通ルールに従ってどう合理的に解決するかが社会的価値の問題であり、またその前提はすべて真か／真実といえるかどうかが自然的価値の問題である。

言いかえると、個人的価値は最もベーシックであり、善／悪、美／醜、聖／俗をめぐる対立から善（財）の奪い合いや殺し合いが発生する。これが前社会的なジャングル状態である。これはホブズという人が人に対して狼の戦争状態であり、暴力が支配する万人の万人に対する闘争状態である。これを法が支配する平和状態へどう移すか、選ばれた社会的協力の理念、正義概念、共通ルールは合意形成の意味で合理的か、これが社会的価値の問題であり、社会的価値を決める。

しかし社会的価値の前提に自然的価値がくる。法の支配によって暴力の支配から脱することができるのは、その法の支配に合意形成が得られるとき、そのときに限る。今でこそすべての人を法の下での平等とするが、以前は法の前への偏見（黒人は白人に劣る…といった偽なる前提）によって法の下での不平等を正当化していた。それゆえ、合理的な社会的価値判断は、真なる前提に基づくべきである。

偏見や予見や憶測など根拠薄弱／不確実な情報を前提とした社会的価値判断は不合理であり、危険である。科学的根拠に基づき、客観的・合理的な証拠体系によって確実に真とされる情報を前提として、はじめて正しい社会的価値の判断を下すことができる。

次に社会的価値の及ぶ範囲についてだが、これまで社会的価値は、社会的協力・分業の単位によってそれぞれ異なっていた。けれども、社会的協力・分業の単位がグローバルに拡大の一途を辿っている今日、各国の社会的価値の判断が各様だと、法の支配もそれぞれ異なったものになる。それゆえ、合理的な解決は望みえず、けっ

きよく国際社会は暴力の支配するジャングル状態に陥ってしまう。いずれ社会的価値の判断も、自然的価値判断と同じように、グローバルな共通の基準を共有せざるをえない。

というのは、科学の急速な進歩と技術革新とに伴う高度工業化社会・高度情報化社会の出現と社会的協力・分業のグローバル化によって、地球環境の破壊、国際テロ組織、大量破壊兵器、国境なきグローバル企業の台頭、等々、これまでになかった多くの問題に遭遇し、一国では解決不能な難問に危機感を高めてきたからである。各国の社会的価値判断が各様だと、そうした問題に対する理解の仕方も解決に向けた取り組みも、当然ながら違ったものとなり、対話と合意形成による合理的な解決の余地がない。これは破壊への途であって、これを回避するには、現在の国際社会を暴力が支配するジャングル状態から、対話と合意によって、万国共通の正邪の基準を新しい羅針盤として導入かつ共有し、共通の法が支配するグローバルな平和共存状態へと舵を取り直すしかないと考える。もうすでに、正邪相対論者が求めるような各国各様の理念／正義／法の支配を是認する時代というのは終焉したのである。

さて、価値3元論は個人的価値と社会的価値と自然的価値しか認めないが、他にも経済価値、貨幣価値、政治価値、法的価値、道徳価値、倫理価値などの無数の価値が存在するという批判もあろうが、いかなる価値も、個人的に善いか／美しいか／聖らかという個人的価値に属するか、社会的に正しいか／公正か／正当かという社会的価値に属するか、それとも、自然的に真か／真実かという自然的価値に属する。価値の発生源はこのように3種あるのみ。これ以外にはない。

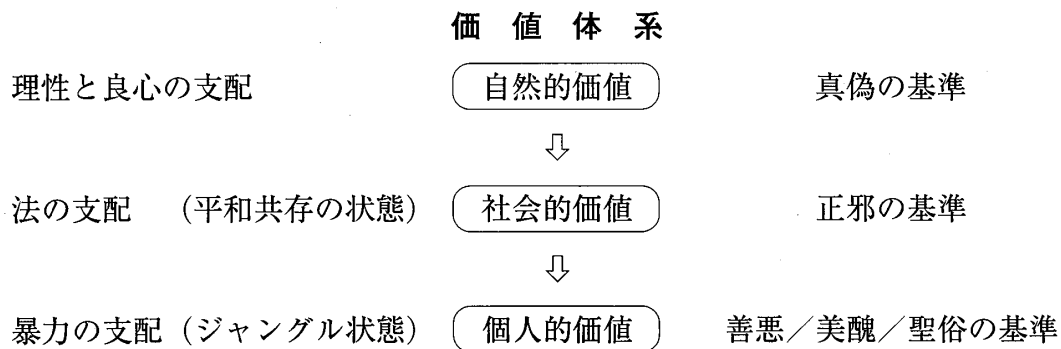
有利／不利、損／得、功利性といった経済価値はあたかも社会的価値であるかのように誤解されがちだが、これはれっきとした個人的価値である。経済価値を社会的価値とする誤解がさまざまな社会問題をひき起こす。有利か不利か、損か得かなど経済価値の判断は各人の選好システムやlife plan、ひいては自然財の違いによって各様である。それゆえ、政府はその本務上、背景的公正の維持にのみ関心を払い、経済価値に対しては厳正中立を堅持すべきである。

以上、価値3元論について述べたが、では、大別した3種の価値は、互いにどのような関係にあるのか。これが次に述べる価値システム論の問題である。

これまで論じた点からも明らかのように、3種の価値は互いに序列的・有機的な関係にある。まずジャングル状態における価値は、個人的価値と各人の経験的に修得した自然的価値だけで、公的な規制はまったくなかった。それゆえ、暴力の支配を避ける方策は何もなく、自ずと不安定・非効率であった。そこで人間は、理性と良心の命ずるところにしたがって、暴力の支配するジャングル状態から、法の支配する平和共存の状態へと移行する方策を考えた。

しかし、法の支配の前に先決問題がある。まず、社会的協力・分業の理念をどうするか、それに合意形成が得られたら今度は、その理念がインプライし、法体系の公理となる正義概念を選択しなければならない。こうして、ジャングル状態から社会状態へ移行するとき新たに社会的価値が登場するが、社会的価値の頂上にくるのが倫理原理／法体系の公理としての正義概念である。

最もベーシックな個人的価値と、暴力の支配から法の支配へ移行するための社会的価値と、両価値の論理的な前提として事実か否か／真か偽かに関する自然的価値とは、互いに有機的な関係にあって、しかも3価値の間には次のような序列的な関係「⇓」がある。



この序列を逆さまにするとジャングル状態／暴力の支配へと逆戻りし、ある人の個人的価値が社会的価値を支配し、さらに自然的価値までも支配するという結果になる。これは誤った価値序列化の悲劇に他ならない。かつて己の個人的価値により社会的価値ばかりか自然的価値までも支配しようとした暴君がいたではないか。

## 2. 問題解決に必要な合意形成の要件

### 2.1 威嚇と暴力から対話と合意へのパラダイム・シフト

人類の歴史は、暴力が支配するジャングル状態から、法が支配する平和共存の状態へのプロセスである。かのアレキサンドロスはアテナイ法の支配による平和を夢見てアフガンまで侵攻した。パックス・ブリタニカも、今日のパックス・アメリカナも、その狙いは同様である。しかし問題は、十分な対話と合意形成を手段としなかった点にある。威嚇と暴力を手段とした点である。ロックも認めたように、暴力によって得られる権利などない。威嚇と暴力ではいかなる権利も発生しない<sup>(7)</sup>。

第2次世界大戦後、西欧列強が武力をもって奪い取った植民地は開放され、その後その大部分が独立国となったのも同じ理由による。ある強盗が背後から拳銃をつきつけ家屋の譲渡契約書にサインを迫ったとする。その譲渡契約書は有効か。いや無効である。威嚇と暴力によって得られるものはなく、かりに得ても、また元の所有者に返さなければならぬ義務が生ずる。威嚇によって、暴力によって、武力によって、戦争によって手に入れたものとは、しょせんこのようなものである。

要は、手段である。合法的な売買など当事者間の合意形成によって双方が納得して得たものには権利が発生する。個人間の権利係争に際しても、また国際的な権利係争に際しても、威嚇と暴力では解決しない。納得のいく解決をはかるには、十分な対話と合意形成に訴えるべき時代となった。これは一大パラダイム転換である。

しかし先決問題がある。国内問題については、社会的協力・分業の理念も、共通の正義概念もある。したがって、公認の法の支配の下に権利係争は未然に防止され、万一、係争事件が生じても、裁判によって審理され、判決によって有罪が確定すれば、法律に基づき罪の償いをするようになる。しかし、国際問題についてはそうはいかない。この世界にはまだ、共通のグローバルな社会的協力・分業の理念も、共通の正義概念も、共通ルールもなく、それゆえ、依然として現実のグローバルな世

(7) John Locke, *Two Treatises of Government*, a critical edition with an introduction and apparatus criticus by Peter Laslett, Cambridge at the University Press, 1963, ch.16. ロックは「戦争に訴えて征服・略奪の暴虐無尽の限りを尽くし、たとい征服者が被征服者に隷属・隷従を強いたにせよ、彼らが獲得する権利は皆無なのである」と主張している。

界は、公認の法の支配下にはないからである。国連はあり、国際司法裁判所もあるが、強制力の伴わぬリヴァイアサン不在の状態だから、絵に描いた餅のごとしである。それゆえ、国際的な権利係争に際しては、威嚇と暴力による解決に訴えることになる。私はこういうときにも威嚇と暴力に代わって対話と合意に訴えるべきだ、とっているのではない。そもそも、それは不可能なことだ。己の自尊心を傷つける相手だとか、存在を望まず、価値を認めず、不幸を望む相手を受容せよと求める精神主義を私はとらない。現実の世界を対話と合意によって解決することのできる世界にすること、これが先決であると述べたいのである。

しかし、現実の世界を対話と合意によって解決することのできる世界にするには、その前提として、現在の国際社会を共通の法の支配の下に置かなければならない。威嚇と暴力によってではなく、対話と合意形成によってである。そうでない限り、現実の国際社会を暴力の支配するジャングル状態から解放することは不可能であり、決して戦争は絶えない。これは論理的に必然的な結論である。

パラダイム・シフトは加速度的に進んでいる。現時点では、夢物語に他ならぬと一笑に付されるかも知れないが、人類がこの星に生きつづけるには、これしかないと感じられる日がきつとくるであろう。私たちの頭を白紙に戻し、冷静に、理性の声、良心の声に耳を傾けることが必要である。

## 2.2 合意形成に必要な諸条件

いずれ夢は実現する、いや、実現させるべきとして、では、どのようにして合意形成を図ることができようか。答えは簡単である。私たちの思考実験の原点は、まだ前社会的なジャングル状態である。一人たりとも、一国たりとも、ジャングル状態に置き去りにしてはならぬということである。社会をつくり、法の支配に服するとき、ああ、こんな社会的協力・分業なら、まだ、ジャングル状態のほうがよかった…と嘆く不運／不幸な人びとを生みだしてはならない、ということである。

ジャングル状態のメリット／デメリットと社会的協力・分業へ移行した後のメリット／デメリットを比較検討し、すべての人にとってメリットのほうが大きいことが合意形成の要件である。だれが損を承知で社会的協力に合意するだろう。平均値においてジャングル状態よりもベターではいけない。社会システム上／制度上、すべ



ての人がジャングル状態よりもベターである保障が必要である。一人たりとも蚊帳の外に置かない。犠牲者をださないことが重要である。言い換えれば、社会状態に移って、すべての人が公正に裨益され幸福追求の自由と機会が公正に保障されること、これが社会契約をはじめ、すべての合意形成に必要な基本条件である。

ジョン・ロールズは、不知のヴェール（有利／不利の判断に必要な一切の具体的情報を排除すための装置）と、マキシミン・ルール（最悪の場合にも最大の利得が保障される最も安全確実な選択をすべきである）を導入した原初状態（original position）での思考実験によって類似の結論に達している<sup>(8)</sup>。

こうした社会的協力・分業の理念、正義概念、共通ルールといった基本合意が成立するなら、いかなる権利係争であれ、共通の理念、共通の正義概念、共通の法体系に鑑みて当事者間の合意をとりつけることができ、合理的に解決されよう。

私道の公道への移管問題、本下水の設置問題、ダム建設／道路建設／空港建設のための立退き問題、企業合併問題、年金問題、消費税率問題、遺産相続問題、車両／人身事故の保障問題、外交問題、等々、権利係争の問題は多種多様であるが、いかなるケースであれ、上記の基本要件を充たすとともに、双方が合意を求めて誠実に対応し、かつ真実の情報を前提とする（相手を騙さない／自尊心を傷つけない／悪意を抱かない）限り、合意形成は必然的なものとなる。

ちなみに、私道を市に寄附して公道に移管する問題は、それによってすべての関係者が公正に裨益され、例外なく以前よりも利益が大きいつき、合意形成は容易である。憎しみ、恨み、悪意、意地悪、報復、等々、破壊的心情がある場合には、それらが合意形成の阻害要因となるおそれがある。そうした阻害要因は合意形成へのプロセスの初期段階において取り除いて置くことが重要である。謝罪すべきは謝罪し、弁償すべきは弁償し、すべての過去をきれいさっぱり清算しておくことである。

本下水の設置問題も同じで、市の負担であり、使用料は……、それまでの汲取り費用や個別浄化槽の維持・管理費用と対比して関係者に真実の情報を伝え、全員が納得するまで本下水にする関係者全員のメリットについて誠意ある対話を繰り返す。

---

(8) John Rawls, A Theory of Justice, Harvard UP, 1972, 拙著『公正としての正義の研究』成文堂, 1989, pp.75-107. 拙著『ロールズ哲学の全体像』成文堂, 1995, pp.49-68を参照されたい。

そうすれば、合意形成は時間の問題である。

ダム建設／道路建設／空港建設のための立退き問題は、先祖伝来の土地と家を手放すということから、情緒的反応がみられがちで、等価交換に訴えても、またそれ以上の代価を示しても頑として聞く耳をもたず、意地をとおして反対に回るような御仁もいて、下手をすると、話がこじれるケースもあろう。すでに述べたとおり、各人の個人的価値は各様であり、善悪（美醜／聖俗）の基準は、当人のlife plan, 選好システム、自然財によってそれぞれ違っているから、合意形成に向けた個別的な対話を進めるに際しては、その点に配慮した説得が必要となろう。威圧的な態度や強制執行など、威嚇と暴力に訴える方法は、歴史の教訓からも明らかのとおり、いたずらに問題をこじらせ、容易に解決できる問題も解決できないものにする必至である。

企業合併の問題も基本は同じで、財務内容その他の情報をすべて開示し、真実を前提に双方が納得のいくまで誠意ある対話をつづけ、信頼関係の増大を待って、双方共に最大の利益が公正に保障される均衡点を求めることである。そうすれば、必然的に、合意形成は図られよう。年金問題や消費税率問題もそうだが、どちらかが情報開示を拒み、意図的に都合の悪い情報を隠していたり、有利に事を運ぶために嘘をついていたりすると、他方は不信感や危機感を抱き、双方に信頼関係は生まれず、話し合いは進まないし、合意形成に辿りつくことはできない。双方がともに認めた公認かつ公正な社会的協力・分業の理念や正義概念や共通ルールを無視し、相手よりも多くの利益を得ようとする、結果において損をする羽目になる。社会的協力・分業の理念と正義概念と共通ルールとがすべての人に最大の利益を保障すべく定められている（だから合意形成をみた）限り、それ以上の利益要求は不当要求といえよう。

遺産相続問題も同様で、己にとって最大の分け前は、共通ルールで定められた分け前である。それ以上の分け前を要求する権利はない。遺言は尊重されるが、その扱いについても共通ルールで定められている。訴訟にもちこんでも結果は同じで裁判費用がマイナスになるだけである。欲をだせば損をする。

車両／人身事故の保障問題についても同じことがいえる。ある車が信号無視で飛び出し停止中の己の車にぶつかり大破したとする。300万円で1ヶ月前に買った車

だが、先方の保険会社は100万円しか払えないという。なぜか？と尋ねても「会社の規定により…」と答えるのみ。幸い怪我は軽かったが、それよりも、その保障金で類似の車を買えるだろうか。先方は譲らない。何度も話し合いを重ねたが、埒があかない。そうですか、仕方ありませんね。では、裁判所でお目にかかりましょう……と言った瞬間、ちょっとお待ちを…会社に持ちかえって明日ご返事を……ときた。公認の共通ルールに鑑みて、当然、先方が払うべき費用を提示してきた。当方の要求額と同額である。裁判でも同額の保障は免れえず、訴訟費用まで負担すべきことを保険会社は知っていた。共通ルールの示す金額が合意形成をみる均衡解である。一般に、権利義務を取引の対象にしてはならない。権利義務の売買は禁じられる。

最後に、外交問題であるが、グローバルな共通の理念、共通の正義概念、共通ルールが存在しない現在、合意形成にいたるプロセスは国内問題ほど簡単ではない。社会的協力の理念も、正義概念も、共通ルールも異なり、社会体制も伝統や文化も違う相手国と対話を重ね、合意形成にいたるには、共通の自然的価値（真偽の基準）を共有し、真実を前提に、誠意をもって共通の利益と共通の理念と正義概念と共通ルールとを探究しつつ信頼関係を醸成し、合意形成を図ることである。

富める国であれ、貧しい国であれ、たとえ国の発展段階がどうであろうとも、不誠実な偽り／隠蔽／嘘／詭弁は相手の自尊心を傷つけ、不信感を増大させる。脅しや武力行使をちらつかせる外交政策は、相手の警戒心を募らせ、危機感を高めるばかりである。ともに合意形成の阻害要因である。威嚇と暴力の論理と倫理は、ジャングル状態の名残ともいべきもので、個が成熟し、社会が発展するにつれて、忌み嫌う傾向が増大する。そういう外交政策は合意形成の可能性を根底から断つ愚策である。相手の存在を願い、価値を尊重し、利益に配慮をそそぐ態度をもって誠実に相手の理性と良心に訴え、まず共通の公正な社会的協力の理念と正義概念と共通ルールとを探究する。こうした先決問題への合意形成こそは、他のすべての外交問題の協議に先立つ一切の合意形成に必要な前提である。

### 3. 社会的正当化の根拠としての合意形成

#### 3.1 成熟した民主社会と合意形成の重要性

正当化（justification）とは、言明／主張／判断／意思／行動／計画／舵取り／

政治／政策／決定／方針／判決／等々、何らかの価値判断がある根拠（証拠体系）に基づき正当（justify）であることを立証することである。

しかし価値3元論は、すべての価値の根拠を3種とするから、価値判断も3種の範疇に大別する。それゆえ、当然のことながら、正当化の根拠も3種類のものがある。すなわち、Aを何かとすると、

- ①個人的価値の判断 Aは善い（A is good） 究極の根拠は自然財
  - （善の極致） Aは美しい（A is beautiful） 究極の根拠は自然財
  - （美の極致） Aは聖らかである（A is holy） 究極の根拠は自然財
- ②社会的価値の判断 Aは正しい（A is right） 究極の根拠は社会的協力の理念
- ③自然的価値の判断 Aは真である（A is true） 究極の根拠は物証

以上である。では、3種類の価値判断における正当化の根拠はいったい何か。

①Aは善い（A is good）といったような個人的価値の判断を正当化する根拠（すなわち証拠体系）は、当人の選好システムであり、またlife planであり、究極的には、当人の自然財である。

善の極致または特殊形態である「Aは美しい」（A is beautiful）も、美の極致または特殊形態である「Aは聖らかである」（A is holy）も、その正当化の根拠は、当人の選好システム、life plan、究極的には、当人の自然財に辿りつく。

しかし、すでに述べたように、各人の自然財は各様である。それゆえ「Aは善くない」とか、「Aは美しくない」とか、また「Aは聖らかでない」といった価値判断を下す人もいるだろうが、その人の選好システム、life plan、生まれながらの自然財（個性、適性、才能、性格、等々）が違うから当然であり、善・美・聖が個人的価値と称されるゆえんである。共通ルールに抵触しない範囲の個人的価値の判断である限り、民主社会においては等価とされ、等しく尊重されなければならない。

②Aは正しい（A is right）といった社会的価値の判断を正当化する根拠（証拠体系）は、当該社会で合意形成された共通ルールであり、共通の正義概念であり、究極的には、共通の社会的協力・分業の理念である。

そうした社会的価値の判断を正当化する根拠は時代によって、また社会的協力・分業の単位たる国ごとに違っていた。その根拠が酋長や君主の腹の中に求められた時代もあれば、論語やバイブルに求められた時代もあったが、主権在民の社会（人

民の人民による人民のための社会)に移行してからは、社会的価値の判断を正当化する根拠は、市民の合意形成、厳密に言えば、究極的には、すでに合意形成された社会的協力・分業の理念に求められることになったのである。

その理念は、以前は国の数ほどあったが、社会的協力・分業のグローバリゼーションに伴って、しだいに、社会的価値の判断を正当化する根拠も、ただナショナルな合意形成にとどまらず、グローバルな合意形成を求める時代となってきた。いずれ世界共通の理念と正義概念と法秩序を求める時代へ推移するに違いない。そうなる  
と、自然的価値の判断を正当化する根拠と同様に、社会的価値の判断を正当化する根拠となる証拠体系(すなわち社会的協力・分業の理念、正義概念、法体系その他のルール)も万国共通のものとなろう。その結果、ピレネの彼方も此方も同じ社会的協力・分業の理念と正義概念と共通ルールを共有する状態が出現し、論理的には、グローバルな規模の安定的かつ効率的な平和共存の状態が実現するであろう。

これは証拠体系のグローバリゼーションを意味するが、いまなお合意形成を重視しない国も存在し、歴史的に多様な発展を呈しているか、異なった発展段階にあるか、何れかである。見かけ上は民主社会でも、実際にはそうでない社会、民意無視の社会、合意形成を重視しない社会、それを疎んずる社会もある。これは偽の民主社会か、未熟な民主社会であることは、国民の合意形成がすべての公的な意思決定の根拠となっ  
てはじめて民主社会といえることから明らかであろう。

民主主義が成熟するにつれて、合意形成は重要性をもってくる。逆もまた然りであって、合意形成が社会的決定において重要性をもってくれば、当該社会において民主主義は成熟の域に達したといえることができよう。

③Aは真である(A is true)といった自然的価値の判断を正当化する根拠(証拠体系)は、タルスキーの言明「雪は白い」が真であるのは、雪が白いとき、そのときに限る、といった定義によって示されるような客観的かつ合理的な物証であり、究極的には、物証に裏づけされた現実の世界との対応関係である。

しかし、このことは、真理がリアルな世界に潜伏していることを意味しない。真／偽は世界を語る言明と相対的であり、言明「S」とその言明によって指示される世界の一部Sとの関係をいう。その意味で、事実はあるのではなく、言明によって積極的に描出されるもの／構成されるものである。こうして、言明とその言明が描

きだす世界との対応関係が成り立つとき、その言明を真とし、それが描き出す世界を事実 (fact) という。したがって、アリストテレスが主張したような意味で、まず世界の側に厳然たる真実／事実なるものがあって、それを正しく模写した言明が真である、というのではない。真理も真実も事実もすべてコトバの関数として捉えるべきである。あたかもコトバの前に真理や真実や事実が存在するかのような見方は誤っている。

だからといって、白を黒としたり、白を黒とする自由はない。白はあくまでも白である。言明「ジョンは白である」が真であるのは、再現可能な合意形成の得られた物証によって、言いかえると、客観的かつ合理的な根拠に基づき、実際に、ジョンが白であるとき、そのときに限る。ジョンは白か黒かのいずれかであって、ジョンが白であって白でないということはない。これにはピレネの彼方も此方もない。国境を越えてユニバーサルに成り立つ一つの論理法則である。したがって、自然的価値の判断を正当化する根拠（証拠体系）は、いまや世界共通である。たとえ自分にとって／政府にとって都合がよからうと悪からうと、有利／不利に関係なく、白は白であり、黒は黒である。真／偽を取引や売買の対象としてならないのは、正／邪を取引や売買の対象としてならないのと同じである。真偽や正邪は市場の下ではなく、市場の上にある。

ここで重要な点は、すでに価値体系論においてもふれたように、個人的な善悪の判断も社会的な正邪の判断も、自然的な真偽の判断が大前提になる、ということである。正しい政策を立案したり、決定したり、実施したり、評価したりするには、真実の情報を前提としなければならない。誤った情報を前提とした政策は必ずや失敗することは、論理的にも、また過去の歴史からも明らかである。ちなみに、誤った情報を前提としたリコール隠しの判断が企業を倒産に追い込む。そして、誤った情報を前提とした開戦決議が国家を敗北と壊滅へと追いやる。等々。

### 3.2 多数の合意形成と全体の合意形成

合意形成 (making agreement) には、当事者すべての合意形成 (完全合意) と多数者の合意形成 (不完全合意) とがある。家族会議で夏休みに海へ行くか山へ行くかを話し合う場合、教授会で応募者の合否を審議する場合、人事会議で新卒学生

の採否を検討する場合、各種審議会で諮問事項について審議する場合、国会で法改正／制度改正について審議する場合、裁判所で裁判員が判決に加わる場合、等々、選択または決定を必要とする場合には、一般に、多数決原理に訴えて、多数決を採用しがちである。とりわけ、多数派の人びとは案件に多数の支持があり、多数が善しとするのだから、それが正しいと勘違いし、多数の合意形成さえあれば、それで十分としがちである。

しかし、これは数の暴力である。己に有利か不利かという視点からの多数決は、まさに利益争奪戦において勝敗を決する方法であり、これは多数決の悪用または誤用にほかならない。すでに述べた価値体系論から明らかのように、社会的な正／正当／正義は、個人的な善／利益／功利性とは次元を異にし、断じて多数が支持し多数が善いとみるから正しいということにはならない。

数の暴力とは、己の善／利益／功利性の視点から、己に有利と思われる意見に賛成する一方、多くの人びとが善い／有利として支持することそれ自体を根拠に、それゆえ正しいとし（正当化し）、多数の支持を悪事の禊ぎに悪用したり、それを根拠に、己は正しいと錯覚したり、罪は消えたと思いきんだり、多数派による少数派の支配が承認されたと誤解、曲解し正当化したり、当然の権利として多数派が少数派の利益を奪ったり、多数派に断然有利な制度にしたり、多数派の多数派による多数派のための社会にしたり等々といろいろあり、すべて多数決の誤解／曲解と悪用／誤用からくる。

善は各人の各様な選好システム、life planは勿論、自然財を究極の根拠とする個人的価値（私的価値）であるのに対し、正は公認の社会的協力・分業の理念、正義概念、共通ルールを究極の根拠とする社会的な価値（公的価値）であり、価値レベルを異にしているから、多数の善ゆえに公的に正しい、とはいえない。

多数の善 = 公的な正

という図式は、多数派の横暴や数の暴力を祝福するための擬制に他ならない。このような考え方があるということは、民主主義が未熟な証拠である。多数の人が己にとって善い／有利だ／有効だとして支持するからといって、それが公的に正しい／正当である…ということにはならないのである。トックヴィールも述べているように、個人よりも集団、また少数派より多数派により高い見識や叡知があるとする

考え方は、最後の砦にまで闖入して人びとの自尊心を侵すことになる<sup>(9)</sup>。

誤解してはならない。多数決とは、公正な判断へ至るための客観的な探求の方策なのである。そのためには、さまざまな立場からの多様な意見／違った見解に耳を傾けることができるだけの十分な審議が必要である。そうすれば、社会的協力・分業の理念を忘却していたとか、公的な視点から逸脱していたとか、多数決は自分に気付かなかったことによるケアレス・ミステークを最小限にし、多数派の意見が合理性をもってくる。多数決の前に共通の理念を再確認しうるに十分な審議時間をとるべきである。共通の理念なき多数決に意味はない。

多数派のある利益目的のために、審議未了のまま多数決をとる暴挙、これが数の暴力であり、すでに利益争奪戦である。これは多数決の誤用／悪用であり、民主主義を根こそぎ破壊することになる。少数派に残された唯一の手段は市民不服従(civil disobedience)であるが、それでも多数派が無視したり、弾圧を加えたりする場合には、市民不服従さえもなまぬるく、ロック、トックヴィール、ロールズなども洞察しているとおり、流血惨事のジャングル状態に逆戻りするであろうが、その責任はといえば、少数派にではなく、少数派の誠実な要求に弾圧を加えた多数派の横暴にある<sup>(10)</sup>。

本来、合意形成とは、完全合意すなわち当事者すべての合意を意味し、別名「均衡解」(equilibrium solution)ともいう。これから社会を造るとか、社会的協力・分業の理念を選択するとか、共通の正義概念を導入するとか、共通ルールを選ぶとか、年金制度をどう整えるかとか、消費税をいくらにするか、等々、すべての人の人生展望に関わる主要問題、あるいは、己の利害や自尊心に深く関わる重要問題を解決したり、決定したりする場合やそれを正当化する場合に、民主社会においては究極の根拠として、当事者すべての完全な合意形成をはかる必要がある。多数派の

---

(9) JDemocracy in America by Alexis de Tocqueville, A New Translation by George Laerence, New York, Harper & Row, ch.7,1966 を参照されたい。多数決は多数派を祝福し、多数派の利益を少数派の利益に優先すべきことを認めると考えるような多数決の誤用は、多数派万能の専制主義に陥り、その顛末は、自尊心を侵された少数派が絶望のどん底に窮して暴力に救いを求めるとき到来する、と論じている。

(10) ロック、トクヴィール、ロールズの見解については、拙著『公正としての正義の研究』成文堂、1989、pp.75ffを参照されたい。



みが主権者なのではない。当事者すべてが等しく主権者だからである。

したがって、社会的協力・分業の理念や正義概念や共通ルールなどすべての人にとって無関心ではいられない基本的な諸問題の審議にあたっては、多数決の運用は慎重の上にも慎重を期し、各人の要求や意見が最終的に完全合意（均衡解）へ収束するプロセスを辿るよう十分に時間をかけ十分な審議を尽くすべきである。いかに多数派の支持／多数の合意形成が得られても、それだけでは、正当性の根拠とはならない。

社会的協力・分業の主権者をそれに参加する成員一人ひとりに求める民主主義において、すべての正義問題、権利係争問題など、一般に社会問題について、その解決策が正当性をもつのは、たとえ多数決を活用したにせよ、それが公正な判断へ至るための客観的な探求方策となっており、十分な審議を尽くすプロセスにおいて公正な解へ収束し、究極的には完全な合意形成をみるとき、そのときに限る。

もしまだ多くの反対意見が続出し、審議未了であるにもかかわらず、相手を説得させる十分な説明もなく、それが正しい判断である根拠を示すこともなく、また相手が誤解しているなら、その誤解をただす上で必要な納得のいく説明をすることもなく、ただ、多数の賛成、多数の支持があることを証すために多数決に訴えるというやり方は、民主社会にはあってはならない暴挙であって、民主主義の未熟さを示しているばかりか、いずれ社会をジャングル状態へ突き返し、社会を滅ぼす原因となるだろう。

もし多数派が強権を背景として少数派を締めつけ、監視や弾圧などの管理強化によってジャングル状態への回帰を防止すれば、社会の活性化に必要な見識や叡知のある人びとは、海外に流れるか、己を偽って残るか、己を殺して従順を装うか、監獄の平和に満足するか、いずれにせよ、人びとは精神的な活力を失い、社会は衰退し、けっきょく、社会を滅ぼす原因となる。

多数決は数の暴力であってはならず、社会的協力・分業は多数派と少数派の利益争奪戦であってはならない。あくまでも多数決は完全な合意形成への収束プロセスの指標として、合理的な根拠（証拠体系）に基づく正しい判断へ向かう科学的な探求の一方策としてのみ意義があることを理解したい。